

地域医療機能推進機構 評価項目一覧

資料1

事項	中期目標 該当項目	評価項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (自己評価)	中期目標期間 見込評価	中期目標期間 実績評価 (自己評価)	項目別調査 No.	重要度	難易度	重点化 項目	重点化理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2・1 (1)	診療事業等(地域において必要とされる医療等の提供)	B	B	B	B	B	B	B	1-1	○	—	○	医療介護総合確保推進法において、地域の医療機能分化の推進が求められており、これに基づき都道府県が策定する地域医療構想(医療計画の一部)を踏まえ、地域の実情に応じて、各病院の診療機能や医療資源を活用することが求められている。また、地域医療機構において、地域協議会等を通じて地域における課題やニーズを把握し、地域において必要とされる医療等を提供することは重要。(年度評価書p10)
	第2・1 (2)	診療事業等(質の高い医療の提供)	A	B	B	B	A	B	B	1-2	○	—	○	医療法(昭和23年法律第205号)、医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年3月30日厚生労働省告示70号)において、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要がある。この政策を踏まえ、地域医療機構は、これまで各病院で取り組んできた事業を更に発展させ、地域のニーズに基づいた医療の提供を行うことは重要。(年度評価書p37)
	第2・1 (3)	診療事業等(高齢社会に対応した地域包括ケアの実施)	A	B	A	A	A	A	A	1-3	○	—	○	社会保障・税一体改革大綱について(平成24年2月17日閣議決定)及び、社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)等において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進していくとされている。高齢化が急速に進行している我が国において、高齢社会に対応した地域包括ケアの実施は重要な取組であり、老人保健施設や訪問看護ステーション等を病院に備えている地域医療機構においても、国の施策を踏まえて適切な役割を果たすことが重要。(年度評価書p57)
	第2・2	調査研究事業	B	B	B	B	B	B	B	1-4	—	—	—	—
	第2・3	教育研修事業	B	B	B	A	A	A	A	1-5	○	—	○	社会保障・税一体改革大綱について(平成24年2月17日閣議決定)において、チーム医療の推進及び認知症への対応が推進されている。安全で質の高い医療サービスの提供には、質の高い医療従事者の育成が不可欠であり、地域医療機構が行う他職種との連携・協働によるチーム医療を推進するための研修や、認知症等に関する研修は極めて重要。また、社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)において、総合的な診療能力を有する医師(総合診療医)は、地域医療の核となり得る存在であり、その養成と国民への周知を図ることが重要であるとされ、地域医療における総合診療医を養成取組は極めて重要。(年度評価書p82)
	第2・4	その他の事項	B	B	B	B	B	B	B	1-6	—	—	—	—
業務運営の効率化に関する事項	第3・1 (1)、 (2)、 (3)、 (4)、(5)	業務運営体制(組織、業績等の評価、内部統制、会計処理に関する事項、コンプライアンス、監査、広報に関する事項)	B	B	B	B	B	B	B	2-1	—	—	—	—
	第3・1 (6)	業務運営体制(IT化に関する事項)	A	B	B	B	B	B	B	2-2	○	○	○	地域医療機構は、従来型病院システムの変革、医療情報の標準化・一元化、他の医療機関との連携を目指した「JCHOクラウド・プロジェクト最適化計画」を策定した。これは、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)及び、健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について(平成26年3月31日厚生労働省)に沿った計画であり、国の施策を牽引する重要な取組である。また、200床～300床規模の複数病院をクラウド化(第1期計画)し共有電子カルテを同時稼働させる実績は日本では皆無である。この規模の医事会計・電子カルテシステムを標準化し、サーバを仮想化した先事例もないことから難易度は極めて高い。(年度評価書p124)
	第3・2	業務運営の見直しや効率化による収支改善	A	B	B	B	A	B	B	2-3	—	—	—	—
財務内容の改善に関する事項	第4	財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	A	3-1	—	○	○	病院経営に関するアンケート調査を行い、調査結果を分析した平成29年度病院経営管理指標(平成31年3月公表)において、経常利益が黒字の公的医療機関(医療法第31条に規定する開設者)の病院比率は、自治体で46.5%、その他公的医療機関で47.4%となっており、全国的に国公立病院の経営が厳しい状況にある。そのような状況の中、地域医療機構においては、個別病院の経常収支をプラスに転換する(57全ての病院のうち44病院が黒字(黒字比率77.2%))など独自の経営改善の取組を行う中で、本部を含めた法人全体の経常収支率が100%以上で維持していくことは、容易には達成できない目標である。(年度評価書p143)
その他業務運営に関する重要事項	第5	その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B	B	B	4-1	—	—	—	—
総合評定	—	—	B	B	B	B	A	B	B	—	—	—	—	—

(注)「網掛け」は、有識者会議説明項目